

日本占領期のビルマにおける「ビルマ化」政策

武島 良成

The *Burmanization* Policy under the Japanese Occupation in Burma

Yoshinari TAKESHIMA

Accepted November 29, 2006

抄録: 本稿では、日本占領期の東南アジアにおける文化政策の地域差を具体化するために、「日本化」の必要性が高くなかった類型としてビルマを取り上げる。その際、「日本化」の度合いを文化政策の指標としてきた研究傾向を批判的に継承し、同地での「ビルマ化」政策に注目する。そして、英語の排斥とビルマ語の公用語化、ビルマ暦の使用、街路名の「ビルマ化」、記念碑の建設などについて分析する。また、既に戦前に行われていたことではあるが、ビルマ文化の探究、愛国歌の創出が継続してなされたことにも触れる。

索引語: 太平洋戦争, ビルマ, 日本軍政, 民族運動

Abstract : The aim of this paper is to give a concrete account of the difference between cultural policies in South-East Asian countries under the Japanese occupation. For that purpose, I choose the situation in Burma in which *Japanization* was not as necessary. I pay attention to the *Burmanization* Policy, while I critically examine previous studies that have used the degree of *Japanization* as an index of cultural policy. Also, I analyze the Anti-English language movement, the official use of Burmese, the *Burmanization* of names of streets, and the construction of monuments. I also mention the continuing inquiry of Burma culture, and composition of patriotic songs that was already performed in Burma before the war.

Key Words : Pacific War, Burma, Japanese military administration, racial movement

はじめに

周知のように、戦後歴史学は、日本が占領した東南アジアを政治的な影響下に置き続けようとしていたことを、理論のみならず史料面からも明らかにしてきた^{注1)}。しかし、その一方で、占領地で行われた文化政策については、必ずしもはっきりとした全体像を提示しているわけではない。広い意味での「日本化」「皇民化」政策が一律に行われたことは認められているが、その実施状況の地域差については、必ずしも明瞭にされているわけではない（例えば、由井、1995, pp.22-26。早瀬・深見、1999,

p.343。倉沢, 2002, p.67)。確かに, 近年, 文化政策のうち日本語普及政策に関しては, 百瀬侑子, 宮脇弘幸, 松永典子氏らが精力的に研究を行っている(百瀬, 2003。宮脇, 1993。松永, 2002)。だが, 氏らが主な研究対象としているのは, マラヤ, シンガポール, インドネシアなど, 基本的に日本領化が目指されていた地域である。これらの地域と, フィリピンやビルマなどの「独立」付与が容認された地域との間では, 「日本化」の必要度合いに大きな差があったことが予測できる。そのため, 全体像を提示することはなお困難である。

またその際に, 文化政策の意味づけが, ほぼ「日本化」の度合いを指標としてなされてきたことも問題となる。確かに宮脇氏らは, フィリピンについて, 「東洋化」政策がとられ, 固有の文化を育成する方針が一応は立てられたことを指摘してはいる。だが, その政策があくまで「ポーズ」だったとしており, 本格的に掘り下げているわけではない^{注2)}。このことについては, 中野聡氏が, 「東洋回帰」の宣伝をひとつの好機と捉えて独自の民族文化を探り, タガログ語など民族語による作品や民族的主題を追求しようとした芸術家・知識人がいた」と述べており, なお追究の余地があるだろう(中野, 2002, p.68)^{注3)}。

本稿で扱うビルマについては, 1960年代までは, 日本占領期に固有文化が復活・創出されたことを指摘する研究があった。例えば, 1966年のギーヨウの論稿では, ビルマ人が固有文化の復活の機会を得た, 日本はビルマ人を真のアジア人として造成しようとしたなどと述べられていた(Guyot, 1966, p.196, 200)。1967年の太田常蔵氏の研究でも, 日本が行った文化政策には, ビルマ文化の伸張という目的もあったとされていた(太田, 1967, p.192)。とはいえ, これらの指摘はごく簡単なものであり, 政策の広がりや規模についての説明もなかった。また, 彼らの論稿には, かなり強引に日本占領期の政治的「インパクト」を主張しようとする面があったため, 1980年代以後, 厳しい批判を受けることになった^{注4)}。そのような中, 上記の固有文化に関する指摘もほぼ無視されることになった。

しかし, 近年, タキン勢力などの民族主義グループが, 日本占領期に合法的に力を強めたことが注目されるようになってきた。その際, 筆者は, 東亜青年連盟が合法的にナショナリズムを鼓舞する講習会を開いていたことを指摘した(武島, 1997, pp.41-42)。また多仁安代氏は, ビルマでは日本語教育が必修化されなかったことを確認している。氏の話には, 日本語の習得が民族意識(の高揚)に繋がるという論理の飛躍があるものの, ビルマでの「日本化」政策が徹底したものではなかったことが示唆されており意義深い(多仁, 2000, p.213)。また, 筆者はその後, ビルマのパ・モオ「政権」の政治的能動性について分析したが(武島, 2003, pp.223-229), 根本敬氏もこの件に関し, 同「政権」が「法律用語のビルマ化」を行ったことを口頭報告している^{注5)}。このように, 占領期のビルマにおける「ビルマ化」政策の展開は, ビルマ研究者の間では注目を集めつつあるといえてよい。

本稿では, ビルマを対象としたこのような研究動向を受け継ぎ, 多くの人の協力によって得たビルマ側史料を新たに活用しながら, 日本占領期のビルマにおける「ビルマ化」政策を分析する。この分析により, フィリピンにおける固有文化の「育成」の意味についても, 一定の示唆を得ることができるだろう。そのことで, 領土化が基本政策とされていなかった地域の分析を深め, 東南アジア, あるいは「大東亜共栄圏」でとられた文化政策の全体像の解明にも, 刺激や指針を与え得るのではないかと思う。

以下, 第1章から第3章では, 日本占領期のビルマで, 固有文化を復活・創出する意味での「ビルマ化」政策が, 手広く行われていたことを指摘する。第1章ではビルマ語とビルマ暦の使用について, 第2章では生活空間の「ビルマ化」について検討する。第3章では, 相対的な変動にすぎなかった可

能性が高いが、「ビルマ化」がこの時期の強い潮流だったことを示す意味で、ビルマを対象とした人文科学の研究と民族主義的な歌の創出に注目し、分析する。その上で、第4章でこれらの「ビルマ化」に日本側がどのように対応したのかに触れ、その意味について考察を行う。

第1章 ビルマ語・ビルマ暦の使用

I ビルマ語の使用

イギリスの植民地時代のビルマでは、ビルマ語はいわゆる支配階級の言語ではなかった。イギリスに協力した植民地エリートは、英語学校、英語・ビルマ語併用学校の出身者が多かった（1939年度の統計ではそれぞれの小学校数は36校、241校^{注6)}）。ビルマ人の植民地エリートに、ビルマ語よりも英語を得意とする傾向があったことは、日本占領期の刊行物や戦後の回想記でも指摘されている^{注7)}。後で見るように、ビルマ語が行政用語として、近代的な意味での「整備」が進んでいなかったことは事実だといえる。そのようなビルマに侵攻した日本軍（第15軍）は、1942年3月15日に「林集團軍政施行要綱」を策定した。その第41条には、「拝英米思想ヲ絶滅」「英語ノ使用ヲ避クル如ク施策ス」という1節が入っていた（ビルマ方面軍、1943b, p.65）。先行研究では、この方針を受けて、バ・モオの抵抗により即時ではなかったものの、英語教育が廃止されたこと、義務化ではないにせよ多数の日本語学校がつくられたことが指摘されている（多仁、2000, pp.196-210）。しかし、ビルマ語がどう扱われるようになったのかという点は、特に分析されてこなかった。

この点について、管見によると次のことを知り得た。第15軍の軍政機構の下に置かれたバ・モオ行政府は、第1回の長官会議（1942年8月15日）で、ビルマ語を公用語として、役所や法廷で頻繁に使うことを決議した。ビルマの国立公文書館は、この長官会議の議事を収めたファイルを所蔵しているが（史料番号10/136）、この第1回の会議は英語とビルマ語で記録されている。それが第2回以後はビルマ語だけで記されているのは、行政府が実際にビルマ語優先の方針を意識した結果なのだろう。また、戦前のビルマ政府は、*Burma Gazette*（以下『バーマ・ガゼット』と記す）という英文の官報を発行していた。バ・モオ行政府はその発行を受け継いだが、使用言語についてはビルマ語と英語を併用することにした。筆者が参照した『バーマ・ガゼット』は、劣化して字が読めない部分が多かったが、少なくとも1942年10月以後は、完全にビルマ語と英語を併用する形式になっていた。また、この『バーマ・ガゼット』という英語のタイトルは残されたが、ビルマ語の「バマ・ナインガン・アソーヤ・アメイン・ピャンダン」という誌名が併記されるようになった。

このようなビルマ語使用政策は、日本占領の初期にだけ行われたのではなく、その後も何度も確認され、適用範囲も広げられていった。バ・モオ行政府は、1943年5月20日に、市委員会もできる限りビルマ語を使うように命じている（1943年布告4号）。また、バ・モオ行政府の布告書類はビルマ語と英語が併記されたものだったが、1943年8月の「独立」以後は、ビルマ語に一本化されている。後述するように、8月以後の布告書類は、年号も西暦とビルマ暦の併用をやめ、ビルマ暦に一本化された。これらは一連の「ビルマ化」の措置だったといえる。さらにバ・モオ「政府」は、「ビルマ暦1305年法律1号」（おそらく1943年8-9月頃の命令）で、ビルマ語を公用語とすることを再度宣言している（10/1128）。これは、1年前（1942年8月）の長官会議での決定を、「独立」に当たり改めて法律化する形をとったものだろう。

さらにバ・モオ「政府」は、この「法律 1 号」を受けて、1943 年 12 月からは法律用語の「ビルマ化」に向けた措置をとった。ビルマ国立公文書館が保管するファイル（これは根本敬氏が東南アジア史学会で紹介した史料である^{注 8)}）を見ると、宗教・発展・宣伝省内に「行政用語検討委員会」（ヨウン・タウン・ウォーハーラ・アプエ）を置き、ビルマ語の法務関係の単語を整備したことが知られる。このファイルには 212 個の英単語が収められているが、これらにビルマ語の訳語を付ける作業を行ったのである。リストを見ると、訳語の原案に対して、司法関係者が細々とした意見を出していたことが読みとれる。書類の様式がまちまちなので、作業は何回かに分けて行われたのだろう。作業の多くは、英単語に対する既存の訳語を練り直すものだったが、それまでビルマ語がなかったものを新造した例もあった。例えば submitted に、tins'ε?badhi というビルマ語を付けた。また、英語にビルマ語の音を当てはめていたものが多数、「純粹」なビルマ語に置き換えられた（例えば、英語の high court に hai?kou? と当てていたものを、təya:l'u?tə に置き換えた）。この作業は、ファイルの最末尾の書類が 1944 年 5 月に作成されていることから、概ね 1944 年前半に行われたものと推測できる。また、軍政監部の肝入りで刊行された『サーイエーサヤー・マガジン』10 号（1944 年 1 月か）には、外交関係の役職にどのようなビルマ語を付けるかという論稿が収められている^{注 9)}。この論稿からは、ビルマの知識人の間でビルマ語訳の方法について論議があったことがわかる。時期的にも、また、先の法務関係の単語を整備した機関が「行政用語検討委員会」だったことから、この話も同委員会の諮問に関わるものだったのだろう。同委員会は法務関係だけでなく、このような外交関係の言葉や、その他の単語の整備にも当たったのだろう。なお、外交関係の単語の選定は、王朝期の様々な知識人の用法を参照にしながらなされており、ある種の復古と捉えることもできそうである。

これらの作業が本格化していた 1944 年前半に、バ・モオ「政府」は行政改革の一環として、教育をビルマ語で行うことを指令した。これは 1944 年 4 月 5 日に教育相の談話として発表されたが（『バマ・キッ』1944 年 4 月 6 日一同誌はバ・モオ行政府、「政府」が発行していた新聞）、小学校ではビルマ語を学び、中学校から大学では、日本語・タイ語・ヒンディー語・中国語・ドイツ語・フランス語・英語の中から 1 つを外国語として学ぶというものだった。この時の指令では、大学では様々な技術をビルマ語で教えること、ビルマ語への翻訳や、教員と学生がビルマ語で本を書くことを重視するとされていた。これらによって、ビルマ語のさらなる発展を目指すというのだった。このような教育システムは、小学校については、1942 年以後の現状を追認したものだといえる。また、再開が滞っていた中等以上の教育機関については、ビルマ語を主とし、日本語や英語を選択制の外国語とすることが、正式に定められたことになる。さらに、バ・モオ「政府」は、1944 年 12 月に、ビルマ語で書かれた懸賞論文の公募を発表した。締め切りは翌 1945 年 3 月、懸賞金は 1000 チャットで、タイピングで打ち出すことが条件とされた。ジャンルは問わないということだった（『バマ・キッ』1944 年 12 月 17 日）。これらの他、第 2 章で見る街路名の大規模な「ビルマ化」も、ビルマ語使用政策の一環だったといえよう。

II ビルマ暦の使用

本章の「I」で見たビルマ語の使用に付随したのが、ビルマ暦^{注 10)}の使用だった。文書が英語で書かれている限り、そこでビルマ暦が使われることはまずあり得なかったが、ビルマ語の使用範囲が広がると、ビルマ暦が前面に現れる機会も増えた。先の『バーマ・ガゼット』の日付は、イギリス植民地時代には西暦のみで記されていたが、1942 年以後は、西暦とビルマ暦が併用されるようになった。『バマ・キッ』も、西暦とビルマ暦と仏暦の 3 つを使用した。また、戦前にタキン勢力や学生運動グ

ループが発行していた雑誌『ナガーニー』でさえ、日付については西暦だったが、日本占領期の『サーイエーサヤー・マガジン』になると、発行日がビルマ暦で記されるようになった。その発行母体の作家協会が、事務連絡のために載せた記事も、ビルマ暦で記されるようになった。同誌の1-4号などは、レイアウトに問題がない限り、全頁の下部にビルマ暦の年月を記していた（ただし5号では密度が減り6号以後は消滅）。また、1943年のバ・モオ行政府の布告書類と、8月以後の「政府」のそれを見比べても、明確な変化がある。先に述べたように、行政府の布告書類は英語とビルマ語を併用していた。その際、日付についても西暦とビルマ暦が併用されていた。それがバ・モオ「政府」になると、ビルマ暦に一本化したのである。

とはいえ、一般的な事務文書のレベルでは、ビルマ暦は必ずしも大規模な「進出」はできなかったようである。本章の「I」で紹介した1942年8月～12月の行政府長官会議の報告書は、第1回と第2回の会議については、西暦の日付に括弧内でビルマ暦を補足する記載法がとられていた。これが、第3回から第6回には、ビルマ暦に括弧内で西暦を補足する形式になった。ところが、第7回以後は西暦だけの形になった。この逆転の理由はよくはわからないが、西暦とビルマ暦の変換が煩瑣にすぎたからだろうか。ビルマの国立公文書館が保存する当時の公文書でも、先の行政用語の「ビルマ化」に関するファイルでさえ、6箇所（6頁分）の日付の中で、ビルマ暦を使っているのは1箇所だけだった。それも西暦との併記である。また、内務省を中心とした官吏再教育に関する文書ファイル（10/1 158）、ピャーポウン地区の保健関係の文書ファイル（1/15（D）3876）のように、ビルマ暦が1箇所も使われていないものも存在する。

このように、ビルマ暦の「進出」は不徹底ではあった。それでも、少なくとも戦前よりは使われる機会が増えたことは事実である。また、先行研究との関係でいえば、このようなビルマ暦の「進出」が確認できこそすれ、日本の元号や皇紀の押しつけが一般になされていたわけではなかったようである^{注11}）。管見の限り、ビルマ側の公文書や公的な刊行物で、元号や皇紀が使われた例は見出せない。英字紙の*Greater Asia*で皇紀が併用されたことは認められるが、同紙は読売新聞社が発行しており（読売新聞100年史編集委員会、1976、pp.456-460）、むしろ日本側の出版物というべきものである。

第2章 生活空間の「ビルマ化」

I 街路名、都市名の「ビルマ化」

次に、街路名（一部に公園や市場の名も含む）や都市名の「ビルマ化」について見ていく。これは既に戦前に、民族運動家の要求に押されたイギリス政庁が、僅かだが認め始めていたものである。確認できた事例はヤンゴンのものだけだが、次の3つがある。「ブラウン通り」が「ウィ・サ・ラ通り」になり、「フィッチ広場」が「バン・ドゥー・ラ広場」に、「バインマ公園」が「バン・ドゥー・ラ公園」に変更されたのである（*Who's Who in Burma 1961*, 1961, p.50. thakin lwin, 1971, pp.260-261. mya. daun: ño, 1943b, p. 12）。このうちブラウンは第2次英緬戦争で戦死したイギリス軍中尉の名、フィッチは2代目のビルマ弁務長官の名、バインマ（女王の意味）はビクトリア女王のことである。変更後のウィ・サ・ラは、ハンストを行い1929年に死亡した反英政治僧の名、バン・ドゥー・ラは第1次英緬戦争でビルマ軍を率いた将軍の名である。小規模なものであれ、征服者の名が刻まれていた町が「ビルマ化」される動きは、日本軍の侵攻の直前からあったことになる。

これが、1944年9月8日のバ・モオ「政府」の指令により、さらに徹底して「ビルマ化」されることになった（『バーマ・ガゼット』1944年9月23日）。この時、各市で次の数の街路（一部は公園や市場）が「ビルマ的」な名称に変更された。首都のヤンゴンでは37箇所、下ビルマではバチェインで22箇所、ニャウンドウンで1箇所、マウビンで5箇所、ヒンダダーで6箇所、タトウンで6箇所、ダウエーで14箇所、上ビルマではタイェッで18箇所、シュエボウで2箇所、チャウッセーで3箇所、イエーナンジャウンで4箇所、パコックーで4箇所。これと同時に、メーミョウ、アーランミョウの2市の名前も変更された。これらはほとんどが、英語系の名称（その由来は固有名詞と普通名詞がある）を「ビルマ的」な名前に変更したものである。ヤンゴンでは、目抜き通りの「ダルフージ通り」が、「バン・ドゥー・ラ通り」に変更された。ダルフージは、第2次英緬戦争でビルマへの派兵を命じ、下ビルマの併合を宣言したインド総督である。対するバン・ドゥー・ラは、先に述べたように第1次英緬戦争でビルマ軍を率いた将軍であり、非常に対比的な変更だといえる。

この他ヤンゴンでは、「イーデン通り」が「西アウン・ゼ・ヤ通り」になり、「ダフリン公園」と「ダフリン通り」が、「アウン・ゼ・ヤ公園」と「アウン・ゼ・ヤ通り」になった。イーデンは3代目のビルマ総督、ダフリンは第3次英緬戦争によってビルマ全土を併合したインド総督である。対するアウン・ゼ・ヤは、最後のビルマ王朝の創始者であるアラウン・パヤーの別名である。また、「ウィンザー通り」「ランカスター通り」などのイギリスの王室にゆかりを持つ名前も、それぞれ「シン・ソー・ブ（バゴー朝の女王の名）通り」「タ・ヤ・ゼイン（木の名）通り」と変えられた。このように、「征服者」であるイギリス人の名を消した例には、他にも「ガドウィン（第2次英緬戦争で作戦をたてた大佐）通り」「フレーザー（第2次英緬戦争で活躍し、ヤンゴン市の設計に携わった軍人）通り」「トンプソン（イーデンの次のビルマ総督）通り」「モンゴメリー（第2次英緬戦争で砲兵を率いた軍人）通り」などがある。また「カーナル（運河）通り」と「ビガンデッ（キリスト教系の学校の創始者）通り」の2つは、「オッ・カ・ラ・パ（シュエダゴン・パゴダの創設と関わりを持つとされる伝説の王）通り」に統一された。中には、「レイク通り」を「カン・ドー・ジー（偉大な湖）通り」に、「ユニバーシティ通り」を「テッカドウ（大学）通り」にするような、単純なビルマ語訳を施したものもあり、「ビルマの名誉」「国軍」「勝利の土」「独立」などを意味する勇ましい名が付けられたものもある。だが、全体としては、イギリスの植民地色の排除と、王朝に思いを馳せての「ビルマ化」がなされる傾向があったといえそうである。

このような命名法は、地域によって多少のバリエーションがあった。例えばタイェッでは、「アウン・ダビー（菩提樹）通り」、「ボーディ・チャウン（菩提樹の寺）通り」、「ボーガ（財）通り」など、仏教色が濃い命名が目立つ。インド系の固有名詞と考えられる「ゴーヤー・ゼー地区」は、「シュエ・ニャウン（金の菩提樹）地区」と変えられた。またバチェインでは、英語系の名称だけでなく、「トウッ・タン（墓場）」「ノワ・タッ・ヨウン・ハウン（旧屠殺場）」などのビルマ語が、豪壮な普通名詞にされた例が多い。この他、「メーミョウ」「アーランミョウ」は、それぞれ「ピンウールイン・ミョウ（市）」「メーデェ・ミョウ（市）」という名称にされた。これらも、もとはイギリス軍人の名をとった名前だったが、それが「ビルマ化」されたわけである。

この他、『同盟旬報』1942年12月10日には、ヤンゴン市当局が同年11月24日の会議で、ダルフージ公園を「ウ・オン・ゼ・ヤ（注：ウー・アウン・ゼ・ヤ）公園」と呼ぶことにしたという記事がある。ビルマの国立公文書館が所蔵する「アウン・ミェ」（後述）関係の文書（10/1 61）を見ても、変更があったことが確認できる。同年11月26日にバ・モオの官房部が作成した書簡にも、「前にダルフー

ジと呼ばれた公園」という記述がある。変更後の名称は記されていないが、これは2日前にヤンゴン市が決めたばかりなので、まだ断片的な情報しか伝わっていなかったということだろうか。この改称は、先の『バーマ・ガゼット』には載っていないが、バ・モオの中央「政府」以外の機関が変更した例もあったことになる。今後、他にもこのような例が「発見」される可能性もあろう。

表1 ヤンゴン中心部のメインストリートの名称変更

東西を走る5本の幹線		
コミッショナーズ（英長官）道とモンゴメリー（英軍人の名）道	→	ヤン・ナイン（敵に勝つ）道
カーナル（運河）道とピガンデッ（キリスト教系の学校の創始者の名）道		オッ・カ・ラ・パ（伝説のビルマ王の名）道
ダルフージ（インド総督の名）道		バン・ドゥー・ラ（ビルマの将軍の名）道
マーチャン（商人）道		コウンデー（商人）道
ストランド（岸，浜）道		カンナー（岸边）道
南北を走る幹線		
ガドウィン（英軍人）の名	→	ランマドー（中心地）道
パゴダ（シュエダゴン・パゴダ）道		パヤー（パゴダの原音となるビルマ語）道
スーレー・パゴダ（スーレー・パゴダ）道		スーレー・パヤー（パゴダをビルマ語化）道
フレイザー（英軍人の名）道		パンソーダン（染物）道
スパークス（英軍人の名）道		ゼ・ヤ（ビルマ人の名前）道
ジューダ・イズーキアル（ヘブライの大預言者の名）道		テイン・ビュー（清い戒壇）道
クリーク（水路）道		チョウン（堀）道
トンプソン（英総督の名）道		ボーダタウン・パヤー（道の南端にあるパゴダの名）道
イーデン（英総督の名）道		西アウン・ゼ・ヤ（ビルマ王の別名）道
ダフリン（インド総督の名）道		アウン・ゼ・ヤ（ビルマ王の別名）道
（変更前）		（変更後）

II 記念碑の建設

生活空間の「ビルマ化」について、街路名の変更と共に見逃せないのは、記念碑（チャウツ・タイン）の建設である。これはバ・モオ「政府」の「新秩序計画」で、宣伝・福祉省の事業とされていることであり（U Tin, 1944, p.21）、全国的な建立が目指されていたものである。だが、史料的な制約があるので、本稿では比較的多くの情報を得られたヤンゴンに絞って分析する。イギリス植民地時代のヤンゴンには、様々なイギリス人の像があったようである。筆者が具体名を知り得たものとしては、ビクトリア女王、エドワード7世、ジョージ5世の3代の皇帝のもの、アーサー・フェーヤー（ビルマの初代文官総督）、ハーコート・バトラー（武官時代の初代ビルマ総督）の像がある。これらに対して、ビルマ人を顕彰する記念碑も、僅かだが建設されつつあった。確認できた限り、学生ストライキの時（1939年）に官憲の暴力で死亡したアウン・ヂョーの碑がヤンゴン大学内にあり、バン・ドゥー・ラの騎馬像もつくられていたようである（mya. daun: ño, 1943b, p.12）。また、次に述べるウィ・サ・ラの記念碑も工事自体は終了していた。日本占領期には、イギリス系の記念碑を除去するとともに（『同盟旬報』1942年7月20日）、バ・モオ「政府」の手によってウィ・サ・ラの記念碑が除幕され、またビルマを顕彰する幾つかの碑がつけられた。

ウィ・サ・ラの碑は今日もシュエダゴン・パゴダの南西側のロータリーに残っているが、高さ2メートル余りの網目模様（民族の団結を意味するのだという）のコンクリートの上に、1メートル強の全身像が起立している。ウィ・サ・ラの伝記によると（thakin lwin, 1971, pp.286-294）、建設の主体と

なったのはタキン勢力の者たちやウー・バ・フラインであり、ヤンゴンの政庁に働き掛けたがなかなか承諾を得られなかったという。時間をかけて説得したが、資金は自弁とされたので、結局、ミャウンミャ市のウー・バ・フラの寄付金で建設することになった^{注 12)}。工事は日本軍の侵攻前に終わったが、除幕式は行えないままであり、1943 年 10 月 2 日になって、ようやく式典を開いたのだという。1961 年版の『フーズフー・イン・バーマ』によると、バ・フラインはヤンゴン市の職員で、民族運動家の大掛かりな拘禁が行われていた 1941 年 9 月～1942 年 1 月に逮捕され、日本占領期には市の労働局長になったのだという（*Who's Who in Burma 1961*, 1961, p.50）。ここにはウィ・サ・ラの碑の話は出ていないが、先の「プロウン通り」を「ウィ・サ・ラ通り」にする件への関与が記されており、一連のウィ・サ・ラ顕彰の事業に関係していたものと見られる。工事の終了後、除幕式が行われなかったのは、彼らの逮捕と関係があったのだろう。

放置されたままの記念碑の話は、日本側の史料にも断片的に現れてくる。宣撫班員だった能勢正信の手記では、1942 年 4-5 月頃には板囲いになっていたとされ（能勢, 1943, pp.107-109）、在留邦人の川端武之助のエッセイでは、袋に覆われているとされている（『ビルマ新聞』1943 年 2 月 16 日）。1943 年 10 月の除幕式の様子については、ウィ・サ・ラの伝記は国防相のアウン・サンが演説を行ったとしている。その内容は、ウィ・サ・ラの奮闘と愛国心を称え、彼のような気持ちを育み、独立を強固にすべく尽力すべきだというものである。また、『ビルマ新聞』1943 年 10 月 3 日によると、式は全ビルマ仏教徒連盟の主催で行われたのだという。執行委員のバン・ドゥー・ラ・ウー・セインが献詞し、首相のバ・モオが除幕し、日本側の沢田大使も出席したのだという。また、『バマ・キッ』1944 年 9 月 5 日は、翌年のウィ・サ・ラの命日の式典について詳述している。同紙は、この記念碑を囲む群衆の写真を載せ、僧侶組織の僧たちと、タキン・ミャ、バン・ドゥー・ラ・ウー・セインらの閣僚の講演を抄録している。それらの内容は、ウィ・サ・ラにならい偉大なビルマの血を世界に知らせるべきであり、敵がビルマに戻ってこないように励み、独立の護持に奮闘すべきだというものである。散会後に、バ・モオが贈った花が捧げられたとの記述もある。

次に、「ビルマの新時代（バマ・キッ・ティッ）の記念碑」の建設について検討する。これは、シュエダゴン・パゴダを挟んで、ウィ・サ・ラ碑の東方約 1.5 キロのカン・ドー・ジー湖畔につくられたものである。この場所には、戦前にはエドワード王の像があり、今はアウン・サン公園となり、碑はなくなっている。この記念碑の建設に当たり、バ・モオ行政府は、上ビルマのシュエボウからの「アウン・ミエ（勝利の土）」の運搬を企図した。これは、同地が前王朝の創始者だったアラウン・パヤーの出身地だったことから、その縁起を受け継ごうとしたものである。

ウー・フラの史料集が収める『バマ・キッ』の記事では（u: l'a, 1968, pp.241-242）、この土で礎石をつくったことになっている。また、先に述べたビルマ国立公文書館が保管する行政府内務部の文書（10/1 61）によると、この土を踏む式が行われたようである。この文書によると、運搬の団長はヤンゴン市職員のウー・バ・ルインで、通過する沿道では次々に式典が行われたということである。起点となるシュエボウ市では、日本側の要請があり中止になったが、隣県のザガインとの県境からは、6 つの村でそれぞれ 1000 人級の村民が集まり、式が開かれたのだという。県庁があるザガイン市では 7-8000 人が集まり、11 の楽団が来て、地元の警察が講演をしたのだという。一行はタウングー（ヤンゴン～シュエボウの中間点、ヤンゴンから 270 キロ）を 12 月 7 日に通過したというので、ヤンゴンで翌 8 日に行われた式典に、果たして間に合ったのか疑問も残る。しかし、先の『バマ・キッ』では、8 日にバ・モオ以下の長官たちと日本側の役人が立ち会って、これを礎石にする式を行ったことになってい

る。先のビルマ国立公文書館の文書によると、約1ヶ月後の1943年1月1日に、バ・モオの命令で「アウン・ミエ」を踏む式が行われたようだが、12月8日には間に合わず、この日にやり直したのかもしれない。1日の式典では、バ・モオは全役人の出席を義務づける命令を出していた。

これ以外にも、幾つかの記念碑、またそれに類するものの関連史料が見つっている。『バマ・キッ』1943年11月17日では、バ・モオの官舎に「独立の記念碑」がたてられたとされている。式典には大臣たちが参加し、バン・ドゥー・ラ・ウー・セインが礎石を据えて、タキン・ミヤ、ウー・バ・ウィン、タキン・レー・マウンが碑をたてたというのである。同紙には、その碑文の全文が、現物の配置を保った形で掲載されているが、その内容は、「独立」したビルマをバ・モオが支配するという宣言である。日付がビルマ暦で彫られていることにも注目すべきだろう。また、慰霊を意識したものとして、『バマ・キッ』1943年9月29日は、「殉国者の建物」(アーザーニー・ベイツマン)の建設が始まったという記事を載せている。これは、『サーイエーサヤー・マガジン』7号(1943年6-7月頃)でミヤ・ダウン・ニョウが建設を説いた、靖国神社にならった僧院に対応するものだろう(my. daun: no, 1943b)。『サーイエーサヤー・マガジン』11号(1944年2月)は、表紙に「ビルマに命を賭けた人をいつも思い出すための記念碑」の絵を載せており、これが完成図ということになるのだろうか。その他、B I Aの戦死者を追悼した墓や植樹が、管見の限りデルタに点在していることも指摘できる^{注13)}。いずれも、まだ全貌に迫り得てはいないが、生活空間の「ビルマ化」に関連する可能性がある話なのであけておく。

第3章 ビルマの学術的探究と愛国歌

第1章と2章で取り上げた「ビルマ化」は、戦前に比べて比較的明瞭に「進展」したといえるものである。本章ではこれに対し、既に戦前にかなりの程度進んでいた「ビルマ化」の例を扱う。まず、ビルマの歴史と文化の探究の問題を検討し、次いで愛国歌に言及する。

I ビルマの歴史・文化の探究

ビルマの歴史や文化を掘り起こそうという動きは、ヤンゴン大学の教授や学生を中心として、1920年代末から高まっていた。奥平龍二氏の研究によると、1922-1923年、1930年、1935年に、ビルマ人研究者による王朝史や抄訳本が刊行されたのだという。氏はまた、同大学が刊行した碑文の拓本についても、年代順に詳しく紹介している(奥平, 2004, pp.151-152, 161-162)。また同学長のウー・ペー・マウン・ティンは、1937年にビルマ文学に関する通史を著していた(ウー・ペー・マウン・ティン(大野監訳), 1992, pp.521-522)。のみならず、1925年刊行のハーヴェイの『ビルマ史^{注14)}』に見られるように、イギリス人の手による学術的研究も進みつつあった。この『ビルマ史』は、リチャード・テンプルが序文で指摘したように、「古代社会の美点」「栄耀陸離たる東洋」を描いた面もあり、ナショナリズムに訴えかける要素を含んでいたものといえる。

日本占領期には、ヤンゴン大学は閉鎖状態になり、1944年の5-6月に一旦再開されたものの、雨季明け(11月頃)に空襲が再開されると、またも活動を停止した。このような困難な状態に置かれていた大学に代わり、戦前からの人脈を受け継ぎつつ、ビルマ研究を担う公的機関^{注15)}になったのが緬甸学芸院(バマー・ナインガンドー・ピンニャ・デゴウン・アティン)だった。日本軍側の内部史料「緬甸軍政史」によると、同院は1943年3月14日に創設されたのだという。組織の職務については、「主

トシテ緬甸文化ノ復興ヲ目的トセル学術的研究団体」「学究的文化団体ニシテ世界文化ノ研究ヲ其ノ目的ノ一部トスルモ其ノ主要ナル目的ハ緬甸文化ノ復興ニアリ」と説明されている（ビルマ方面軍，1943a, pp.131-132）。

会長はバ・ハン（バ・モオの兄で弁護士）、副会長はウー・セツ（戦前にヤンゴン大学長などを務め、この時期にはヤンゴン市長）だったというが、これらは名誉職的なもので、実際に活動の中心になったのはウー・バ・ルイン（ヤンゴン市職員）たちだったと考えられる。バ・ルインは先の「アウン・ミエ」のところで名が出たが、戦前には高校の校長などを歴任し、1942 年後半からは、行政府と軍政監部に働きかけて教員の再教育活動を行っていた^{注16)}。『ミャンマ・アリン』1943 年 3 月 18 日によると、バ・ルイン以下、トーリヤ・ウー・テイン・マウン（新聞『トーリヤ』のエディター）、ウー・テッ・ス（農務官僚）、ウー・タウン（教育官僚）、ウー・テイン・ハン（教育部の図書館と文学局の副長）、ウー・ウン（教育省教育部）が緬甸学芸院の規則をつくったのだという。

この後バ・ルインは、日本視察団長として日本の教育を視察し、帰国すると発展・宣伝省のウンダーン（公共奉仕）支部長になった。いわば「売れっ子」として、重要な業務を任せられたわけだが、これ以後は緬甸学芸院とは縁遠くなったようである^{注17)}。その結果、2 人の部長（辞書部のウー・ウン、百科辞典部のウー・キン・マウン）が同院の中心人物になった。辞書部長のウー・ウンは、戦前はヤンゴン大学でビルマ文学の助教授を務めていた。1942 年 10 月に教育部に入った後は、ビルマの民話の発掘に尽力し、『サーイエーサヤー・マガジン』でそれを 7 回にわたり紹介している（ミン・トゥ・ウンというペンネームを使っていた）。1944 年 9 月にバ・モオ「政府」が発行した *Burma* にも、バ・モオやタキン・ヌらと並んで寄稿し、‘Min Shwe Ni, The Archer’（射手のミン・シュエ・ニー）という民話を載せていた。ウンはこの民話の説明に、「愛国的熱意と勇気の民話に無関心であることは、主権を失ってきた国の運命にとってさらなる不幸だ」という言葉を付け、ビルマの新秩序は「古いビルマの伝統と文化の復活である」と述べている（U Wun, 1944, pp.89-90）。

ウンが長を務めた辞書部は、ビルマの初の国語辞典をつくることを職務とした。国語辞典は、『サーイエーサヤー・マガジン』2-6 号で必要性が叫ばれていたものだった。2 号（1943 年 1 月頃）が初出となるその声明文（無署名, p.3）は、同じものが以後も何度か掲載されている。さらに 4 号（1943 年 3-4 月頃）では、発行母体の作家協会の中に辞書編纂のグループがつくられたと発表され、資金の寄付が呼び掛けられた（p.80）。6 号（1943 年 6 月頃か）では、作家のティン・カー（ウー・ティン・ミン）が、英語の方が得意なビルマ人がいることを嘆き、国語辞典の必要性を主張した（thin k'a, 1943, pp.46-48）。同誌を発行した作家協会の幹部に、緬甸学芸院との重複があることから^{注18)}、前者の動き・要望を具体化したのが後者だったことになろう。辞書部員だったウー・ティン・フラの回想記（u: tin l'a, 1970, pp.371-375）によると、事業が本格的に動き出したのは 1944 年 1 月だったのだという。ティン・フラは、ビルマ語をビルマ語で説明することの難しさ、ビルマ語の文法書が実はなかったこと（パーリ語の文法書がビルマ語のものとして流布していた）が、作業上で特に困難な点だったとしている。事業は熱意をもって行われたが、結局、ぎりぎりのところで完成には至らなかったということである。この他、もう 1 つの百科辞典部の活動や、教育省によるペーザー（貝葉に書かれた文）の編集の話などは、史料不足のためまだ詳しいことはわかっていない。

Ⅱ 愛国歌

ビルマでは、戦前から民族運動各派が歌を使ってその主張を浸透させようとしていた。その中でタキン勢力にとって最も重要な、YMB サヤー・ティン作「ドゥ・バマーの歌」(我々のビルマの歌)は、次のような歌詞だった (do. bəma əsi:əyoun: thəmain: pyu.zu.ye: əp'wə., 1976, p.24)。「ダガウンのアビヤーザー王、我々のビルマの一族、挫けない名誉の力、タイやインドとの戦い、勝ったのは我々のビルマ」。このダガウン伝説は、ビルマ人を釈迦族の子孫に模すものだが、まずこのようにビルマ民族の過去の栄光を強調するのである。この後、現在不名誉な状態にあることを憂い、「我々のビルマ人、我々のビルマではないのか、我々のビルマ、我々のビルマ、これは我々のビルマ」などと連呼する。さらに、「タキン (主人) の習慣を訓練するのだ、タキン民族、我々のビルマ、空の下、土の原野、高貴な精神で、不死鳥の血、我々のビルマ」などと続くのである。決して過激ではないが、ビルマを愛する気持ちを強く込めた歌だといえる。

むしろ、バ・モオの私兵団ともいえるダマ・タツの方が、「ダマ・タツの歌^{注 19)}」(ダマ隊の歌)という、より過激な歌を掲げていた。「ダマ」は蛮刀のことだが、「ダマ、ダマ、ダマを各人が持ち、邪魔な敵を斬り払え」「貧民よ、ダマを持って出でよ」などというのである。斬り払う相手は明示されていないが、植民地権力が意識されていたと見るべきだろう。その意味では、非合法寸前の歌だったといえるのかもしれない。

日本占領期には、これらが引き続き歌われるとともに、新たに多くの愛国歌がつくられた。筆者はその歌詞が書かれた本やテープを多数入手したが、その多くは戦後に出版されたものである。そのため史料批判の問題が残るので、本稿では、戦時中にまとめられた (またその可能性が高い) 3 点のみを紹介する。まず、先に述べた教員再教育活動で、音楽家のウー・ニャンが歌った「アーナーシン (権力者) の歌」である (u: ñun., 1942, p.58)。これは「ビルマで生まれたビルマ人、一致して愛国心を持って、悪い気持ちを捨てて、嫌がる気持ちを持たないように」「新時代をつくった我々もアーナーシンだ、能力があり知識がある、ビルマ人、ビルマ人、ビルマ人がアーナーシンだ」などというものである。ビルマ人がビルマの主人だという発想は、タキン勢力の根本的な思想 (ビルマ人がビルマのタキン=主人だというもの) と重なるものでもある。宣撫要員としてビルマに渡っていた高見順の日誌によると、この歌は流行しており、夜会で会ったバ・モオもリズムをとっていたということである (高見, 1966 年, p.164)。

2 曲目は、別稿で紹介したことがある「アーシャ・ルーゲーの歌 (その 1)」(東亜青年連盟の歌 (その 1)) である (武島, 2003, pp.87-88)。この歌も、製作者は「ドゥ・バマーの歌」と同じ YMB サヤー・ティンである。同連盟はタキン系の青年組織であり、タキン勢力の伸張に重要な役割を果たすことになった。筆者は以前、未公開の半公的編纂物『アーシャ・ルーゲー・タマイン』(東亜青年連盟史) から歌詞を転載したが、同じものが『サーイェーサヤー・マガジン』2 号 (1943 年 1 月頃) にも記されている^{注 20)}。この他、ピャーポウン県庁に残ったと見られる行政文書にも、歌詞カードのようなものが混じっている^{注 21)}。これも全く同一の歌詞である。その内容は、「歴史に明らかにするために、若者たちは努力します、男も女も、組織をつくって逐行します、心 1 つに心 1 つにアジアで私たちは従います」などというものである。2 番は「私たちのアジアの国々、交流を行います、良い結果を心と体で感じます」というものだが、最後の部分では「力を示すべく力を集めます、愛国心の育成の時です」とされている。この歌もビルマのナショナリズムを肯定して高めようとする性格を持っていたことになる。

もう1つは、この歌詞カードの裏に書かれた YMB サヤー・ティン作「バマ・トゥイエガウンの歌」(ビルマの英雄の歌)である。これは、戦後アウン・サンらの命日にラジオ放送されることになった歌だが、前記の『アーシャ・ルーゲー・タマイン』によると、もともと1943年1月に発表されたものだという(asha. luŋe thəmain: pyu.zu.ye: əp'wɛ., 1984, p.312)。その歌詞は、まずアウン・サンらが日本で国軍づくりに努力したことを称え、次いで「我々のビルマで、親たち全てが、ボウ・アウン・サンのような英雄を育てるべきだ」とし、「バイン・ナウンとヤーザ・ダリッのように、ミン・イエー・チョー・ゾワのように、アラウン・パヤーのように」と、ビルマ史の「英雄」を列挙するのである。さらに、「独立のため我々は、植民地から助け出す、我々のビルマを支配するため、将来を考えて登場する」というコーラスが続く。2番では、「ビルマ国の頼れる民族、世界中で著明にする、強い心で矜持を持って、我々の民族が力を持つように」で始まり、「タ・ドゥ、マハー・バン・ドゥー・ラのように」と2人の「英雄」の名をあげるのである^{注22)}。この歌も、ナショナリズムを後押しする性格のものだといえる。

第4章 日本側の対応

I 日本側の対応の実態

「はじめに」で触れたように、かつて宮脇弘幸氏は、日本占領期のフィリピンでは、フィリピン文化やタガログ語の普及の政策は「ポーズ」でしかなかったと述べた。氏は「実際、フィリピンが真に民族主義・愛国心に目覚め、自らの文化・言語的アイデンティティを主張すれば、日本の存在も日本語の存在も根底から揺らぐはずであった」とまとめている(宮脇・百瀬, 1990, p.76)。これが日本の民族政策に関する「常識的」な理解ということになる。だが、ここまで見てきたように、少なくともビルマでは、この「常識」や「ポーズ」という言葉には収まらない程大々的に「ビルマ化」が政策として促されていた。

個々の事例についても、「ビルマ化」を抑えるような動きは、管見の限り、日本軍にはっきりとは見出せない。ビルマ語の教育・普及についていうと、軍政監部政務部長(後に新設の教育部長)だった田上辰雄などは、1942年10月頃の教員再教育講習会で、「ビルマ風でビルマ国に適切な教育制度をつくる」と述べてさえいた(tagami tatsuo, 1942, p.10)。田上はこの時に、日本語も必要だと説いたが、それはビルマ語と両立するものだと考えていたことになろう。教育部の草薙正典も、『ビルマ新聞』1943年2月23日～2月26日で、英語の排斥、日本人とビルマ人が互いの言語を学ぶことを主張していた。草薙(じっこく)は、ビルマ語をうまく話せない「旧体制ビルマ人」が枢要の地位にあることを批判し、「英語の肅正は日本語普及のためといふよりも、実はビルマ自身の健全な文化のためである」と述べていた。さらに日本語を、「排他的にビルマ語を殺すものでなく、それをはぐくみ育てる慈雨の如きもの」と位置づけていた。

これらが飾った面がある言葉だとしても、少なくともビルマ語を抑圧しようとしているわけではないことは読みとれる。先に述べたように、草薙はその回想記に、教育部の加瀬課長が、英語がビルマ語よりも書きやすいというビルマ人が多いことに「ぞっとした」というエピソードを記している。ここからも、同部で英語が敵視され、ビルマ語がむしろ「味方」の言葉として意識されていたことが窺える。街路名の「ビルマ化」にしても、『朝日新聞』1944年1月17日(夕刊)、『同盟旬報』1942年12月10日がわざわざ取り上げ、日本国内に対して宣伝しており、好意的に捉えていたと見るべきだろう。

記念碑の建設についても、『ビルマ新聞』1943年2月16日には、ウィ・サ・ラ像の除幕を促すエッセイが載り、同年10月3日では除幕式の様子が報じられている。『同盟旬報』1942年12月10日も、「ビルマ新時代」の記念碑に触れているが、これらも好意的な宣伝記事といえるものである。宣撫要員だった能勢正信の回想記（1943年5月に出版）も、ウィ・サ・ラを称賛し、除幕式を許さなかった「英官憲」を批判している（能勢，1943年，p.109）。この他、『サーイェーサヤー・マガジン』7号（1943年6-7月頃）にも、ミャ・ダウン・ニョウの、ビルマの殉国者の遺骨や像、遺物を集めて拝礼できるようにすべきだという主張が載っている（ミャ・ダウン・ニョウ，1943b，pp.11-12）。同誌が軍政監部の肝入りで発行されていたことから、日本側が記念碑づくりに肯定的だった可能性は高まる。実際、ビルマ国軍の最後の最高顧問だった桜井徳太郎少将などは、1945年3月5日のアウン・サンとの「国防会議」で、「武神ヲ祭ル（バンドラ）」（注：原文のまま）という提案をしていた^{注23}）。また軍政監部が日本語学校で使うために編纂した教科書では、「アノウヤタ王」「オツタマ僧正」「マハ・バンドーラ將軍」などがそれぞれ1節をなしていたという（秋山，1970，pp.53-68）。日本側はこのようなビルマの「英雄」顕彰を、直接・間接に後押ししていた面があったことになる。

II 日本人の対応の重層性

とはいえ、その後押しが政府レベルでなされたものだったとはいいい難い。大本営政府連絡会議の決定や審議内容に、明瞭に「ビルマ化」を推進しようとしたものは見出せない^{注24}）。参謀本部作戦部長を務めた田中新一中将の日誌や、陸軍省の各種会議の様子を記した金原節三中佐の日誌^{注25}）などにも、このような記事は見当たらない。かろうじて、大東亜建設審議会第2部（文教）の答申の際に、「各民族固有ノ文化及ビ伝統ハ勿論之ヲ出来ルダケ重ンジマシテ、素リニ排除改廃シナイコトガ必要デアリ」という説明がなされたが、これにしても積極的に伸張を図るというニュアンスのものではない。またこの時には、あくまで日本文化こそが「大東亜文化」の中核だという説明もなされていた^{注26}）。

ビルマ方面軍が編纂した「緬甸軍政史」でも、文教政策は、「基本方策ヲ英米思想ノ一掃、大東亜共栄圏理念ノ徹底、日本語ノ普及徹底ニ置キ、更ニ之ガ方針トシテ団体訓練並ニ勤労精神ノ涵養ヲ目途トシテ此等ノ基本ニ基キ後述ノ如ク諸般ノ事項ヲ実施セリ」と総括されている（ビルマ方面軍，1943a，p.118）。同冊子は先の緬甸学芸院についても、あくまでバ・モオ行政府側の組織だと説明している（緬甸方面軍，1943a，pp.131-132）。これらのことからすれば、日本側に見られた「ビルマ化」への好意的対応は、民族文化の尊重という謳い文句の下で、個人レベルで行われたものだというべきである。

また、ビルマの歴史や文化を掘り起こすことが、ビルマ人の民族主義者にとって民族自決を目標とした政策の一部だったとしても、日本人側が同じことを望んでいたとは限らない。例えば、文教部の海後勝雄は、ヤンゴンの図書館で、ビルマで日本武士の塑像（に似たもの）が発掘されたという論稿を見つけ、このような研究を続けることで「日本とビルマとの近親性が一段とはっきりすることであらう」と語っている。この件は『ビルマ新聞』1943年8月29日で、「日緬文化交流史に新事実」「徳川時代初期に尚武の血に結ばる」と報じられている。また、『サーイェーサヤー・マガジン』4号（1943年3-4月頃）は、ミャ・ダウン・ニョウの、昔のビルマ人にも「サムライ」精神があったとする論説を載せている（ミャ・ダウン・ニョウ，1943a，p.77）。海後は別の場で、「それぞれの民族の持つ思想と感情とが、自ら日本的原理に帰一して来るところに始めて、八紘一字の教育的理想が実現せられるであらう」と主張していたが（海後，1942，p.17）、日本文化と共通するものを、ビルマの歴史や文化の「発掘」により「発見」することで、むしろ日本への帰一を促す材料にしようとしていたことになろう。

その意味では、ビルマの歴史や文化の「発掘」は、日本への求心力をつくり出す根拠にさえなっていたことになる。

まとめと展望

「ビルマ化」現象は、この他にも様々な分野でなされていた形跡がある。例えば、バ・モオ「政府」は、1944年に古典音楽と舞踊の学校をつくり、その生徒には補助金を与えていたようである（『バマ・キッ』1944年10月20日）。また『バマ・キッ』1944年10月18日には、閣僚たちが出席した文化会議の様子が記されている。この会議で、自国の文化が民族の本性であり、ビルマ文化を自身で守ることが必要だと主張されたということである。これらのエピソードを見ても、「日本化」「皇民化」とは大きく異なるベクトルを持った方策が、ビルマでは確かに存在していたといえよう。もちろん、日本語学校が、義務教育外のものであるにせよ多数建設されたのは事実であり、広義で解釈すれば「皇民化」概念を適用する道が全く閉ざされるということではない。だが、それが「ビルマ化」と調和的ななされたのなら、両者を総合的に捉える概念こそが必要となろう。それは、例えば軍政監部の海後勝雄の立場からすれば、「ビルマ文化の探究による日本との一体化の模索」ということになる。一方、ビルマ人の民族主義者が、あくまで戦前からの民族自決を希求する動きの延長で、この政策を行ったのなら、彼らにとっては「ビルマ化」は、このような日本側の思惑とは無関係なものだったことになる。本稿では、ビルマ側の民族運動のどの勢力が、どの件をどのような意味で促進したのかは、必ずしも充分には明らかにできなかったが、このような論点との関係で、これも引き続き検討すべき課題となろう。

以上の分析は、占領地の多様性を、領土化が志向されたわけではない地域の事例をもとに具体化したようなものである。これにより、「はじめに」で述べた、フィリピンでの固有文化の「育成」の件を、単なるエピソードにとどめない可能性も提起されるだろうし、タイや「仏印」はどうだったのかという視点も生まれ得るだろう。また、話を東南アジアに限定せず、東アジア諸地域の状況を視野に入れる姿勢も必要である。終局的に、「大東亜共栄圏」の各地域はどのような特色を持ったものとして捉えられ、日本の民族政策の全貌がどのように把握できるのか。その全貌により近づくことができるよう、これからも努力していきたい。

注

注 1) この点について大きな意味を持ったのが、参謀本部編『杉山メモ』上下の刊行だった（参謀本部、1967）。大本営政府連絡会議で定められた「占領地帰属腹案ノ説明」「緬甸独立指導要綱別冊」「比島独立指導要綱」などが、「独立」後も戦争協力を要請し、日本人顧問を配置する方針のものだったことが明瞭になった。拙著『日本占領とビルマの民族運動』でも、真田軍務課長の「南方占領地行政ヲ依然続ク、占領期間ガ解消サレタル時ハ之ヲ引キ続キ得ル準備ヲナシオク」という意見など、中堅の参謀たちにも共通する意識があったことを指摘した（武島、2003, pp.288-289）。

注 2) 「南方占領地における日本語普及と日本語教育」では、フィリピン文化やタガログ語の促進とい

- うスローガンもあったが、それはあくまで表面的なポーズだったとされた（宮脇・百瀬，1990，p.76）。
- 注 3）この点について多仁安代氏は、文化育成政策はある程度成功し、戦後のタガログ語興隆への繋がりもあるのではないかとしている（多仁，2000，p.194）。
- 注 4）これらの点を含め、日本占領期ビルマでの民族運動についての先行研究の流れは、『日本占領とビルマの民族運動』（武島，2003，pp.8-12）を参照。
- 注 5）2003 年 6 月の東南アジア史学会第 69 回研究大会での報告。この時の報告の趣旨は、2006 年に活字化された（根本，2006，pp.328-329）。
- 注 6）これは『南方年鑑 昭和 18 年版』（南方年鑑刊行会，1943，pp.22-23）を参考にした。同書は、*Annual Report on Public Instruction in Burma, 1939-1940* を典拠としている。
- 注 7）例えば、軍政監部教育部に勤務した草薙正典は、加瀬課長が、日本への留学希望のビルマ人ですから 6 割は英語の方が書きやすいと語っていて「ぞっとした」という話を紹介している（じっこく，1995，p.152）。
- 注 8）ビルマ国立公文書館蔵，10/1 128。（根本，2006，pp.328-329）も参照。
- 注 9）yazawin pamau?k'a, 1944, pp.8-10. ヤーザウィン・パーマウカは歴史の教授の意味で、ペンネームと見られる。同誌は表紙に 11 号と記されているが 10 号の誤りである。軍政監部の指導性については、高見順の日記の（高見順，1966 年）の 1942 年 9 月 18 日（雑誌の補助金について打ち合わせ），11 月 25 日（雑誌の補助金の支出），11 月 28 日（雑誌の打ち合わせ），12 月 7 日（雑誌の見本を閲覧），12 月 25 日（2 巻以後の援助金を宣伝部から出す件）などを参照。
- 注 10）西暦 638 年から始まる太陰暦。西暦の 4 月半ばに新年が来ることになっている。
- 注 11）「アジアの日本観・日本のアジア観」（内海，1995，p.269）では、「占領地では、年号の皇紀使用や、日本時間の使用が決められ」たとされる。「近代植民地の展開と日本の占領」（早瀬・深見，1999，p.354）も、対象地域をはっきりさせないまま、「西暦が廃止され皇紀が用いられた」としている。
- 注 12）ウー・バ・フラの寄付金でつくられたということは、碑の背面にも刻まれている。
- 注 13）『ミャンマ・アリン』1943 年 3 月 16 日には、ミャウンミャでの植樹式の記事がある。式では市民が、死者の輪廻が良くなることを祈ったのだという。また、東亜青年連盟の顧問格だった友田光男氏の談話では、チャーポウンには死者（日本人とビルマ人）の立派な塔がつくられていたという。
- 注 14）東亜研究所による日本語訳版は 1944 年に発行。その復刻版（1976 年）を参照した。リチャード・テンブルの序文は pp.3-15。
- 注 15）*Budget Estimates for 1943-1944*, (Burmese Government, 1943, p.46) によると、1943 年度に教育衛生市政省から 50725 ルピーという潤沢な補助金を受けている。
- 注 16）"pyinña ayashi. u: bə lwīn i. ce:zu:-tin zəga:" (u: bə lwīn, 1942, p.8) では、バ・ルインは謝辞を述べ、講習を始めたきっかけについて語っている。また "gita. pyinña n'in. sathincaun:mya:" (u: ñun., 1942, p.56) では、ウー・ニョンが、バ・ルインがこの企画の人選などを担当していたと述べている。
- 注 17）太田常蔵氏によると、1944 年 3 月の段階でも緬甸学芸院の委員に名が残っていたようだが（太田，1967，p.586），具体的な活動を示す史料は入手できていない。
- 注 18）緬甸学芸院の規則をつくったテイン・マウンは、作家協会の執行委員で、雑誌運営の責任者でもあった。同じくウンとテイン・ハンは、『サーイエサヤー・マガジン』に頻繁に寄稿し、辞書部のター・ティン（マーガ）も 6 回にわたり寄稿していた。
- 注 19）*dəma.tat si:myin:*（ダマ隊の規則）に収録。同書の発行年や発行者は記載されていない。歌詞は表

紙の裏に載っている。

注 20) 55 頁の余剰スペースに記されたものである。

注 21) 日付や作成者の名はなく、歌詞だけが書かれたもの。ヤンゴンの古本業者から入手した。

注 22) これらの「英雄」のうち、バイン・ナウンはタウンゲー朝の創始者、ヤーザ・ダリッはバギー朝の王、ミン・イェー・チョー・ソワはタウンゲー朝の将軍。

注 23) 桜井徳太郎日誌（桜井徳太郎，1945）による。これは、ビルマ国軍，国民軍の拡大に当たりそのシンボルにしようとしたもののようである。この日の記事から，これ以前に「マハ・バンドラ隊」というビルマ人の遊撃隊（指揮官は日本人）が編成されていたこともわかる。

注 24) 『杉山メモ』上下（1967，参謀本部）による。

注 25) これらの日誌については，（武島，2003，p.192）を参照。

注 26) 「大東亜建設審議会総会議事速記録」（「八田嘉明文書」，R36-1569，pp.56-57）による。

引用文献一覧（日本語のもの）

1. 秋山修道，1970 年，「緬甸国立日本語学校・日本語教員養成所用日本語教科書編纂経過報告書」，セクパン会編『せくぱん』，修道社出版：53-68 頁
2. ウー・ペーマウンティン著，大野徹監訳，1992 年，『ビルマ文学史』，勁草書房
3. 内海愛子，1995 年，「アジアの日本観・日本のアジア観」，朝尾直弘ほか編『岩波講座日本通史』19，岩波書店：243-279 頁
4. 太田常蔵，1967 年，『ビルマにおける日本軍政史の研究』，吉川弘文館
5. 奥平龍二「ビルマにおける前近代史研究」，2004 年，根本敬編『東南アジアにとって 20 世紀とは何か』，東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所：149-166 頁
6. 海後勝雄，1942 年，『東亜民族教育論』，朝倉書房
7. 川端武之助，「陽をみぬ銅像」，『ビルマ新聞』1943 年 2 月 16 日
8. 草薙正典，「日本語の価値」，『ビルマ新聞』1943 年 2 月 23-26 日
9. 倉沢愛子，2002 年，『「大東亜」戦争を知っていますか』，講談社
10. 参謀本部，1967 年，『杉山メモ』上下，原書房
11. じっこくおさむ，1995 年，『ミャンマー物語』，三省堂
12. 高見順，1966 年，『高見順日記』第 2 巻ノ上，勁草書房
13. 武島良成，1997 年，「ビルマにおける東亜青年連盟の“5 つの力”（バラ・ンガーデン）活動」，『歴史学研究』696 号：31-45 頁
14. 武島良成，2003 年，『日本占領とビルマの民族運動』，龍溪書舎
15. 多仁安代，2000 年，『大東亜共栄圏と日本語』，勁草書房
16. 中野聡，2002 年，「日本占領の歴史的衝撃とフィリピン」，池端雪浦ほか編『岩波講座東南アジア史』8，岩波書店：57-82 頁
17. 南方年鑑刊行会，1943 年，『南方年鑑 昭和 18 年版』，東邦社
18. 根本敬，2006 年，「東南アジアにおける「対日協力者」」，倉沢愛子ほか編『岩波講座アジア・太平洋戦争』7，岩波書店：313-344 頁

19. 能勢正信, 1943 年, 『火線と共に』, 東洋堂
20. ハーヴェイ, 1944 年 -1976 年復刻, 『ビルマ史』, 東亜研究所
21. 早瀬晋三・深見純生「近代植民地の展開と日本の占領」, 1999 年, 池端雪浦編『新版世界各国史』6, 山川出版社: 268-365 頁
22. 松永典子, 2002 年, 『日本軍政下のマラヤにおける日本語教育』, 風間書房
23. 宮脇弘幸・百瀬侑子, 1990 年, 「南方占領地における日本語普及と日本語教育」, 『成城文芸』130 号: 94-107 頁
24. 宮脇弘幸, 1993 年, 「マラヤ, シンガポールの皇民化と日本語教育」, 大江志乃夫ほか編『近代日本と植民地』7, 岩波書店: 193-208 頁
25. 百瀬侑子, 2003 年, 『知っておきたい戦争の歴史』, つくばね舎
26. 由井正臣「1940 年代の日本」, 1995 年, 朝尾直弘ほか編『岩波講座日本通史』19, 岩波書店: 1-92 頁
27. 読売新聞 100 年史編集委員会編, 1976 年, 『読売新聞 100 年史』, 読売新聞社

引用文献一覧（英語、ビルマ語のもの）

1. asha.lunꣳ thəmain: pyu.zu.ye: əp'wɛ., 1984, *əshe.asha.tai? luꣳemya: əsi:əyoun: (bəmanaingan) thəmain: 1942-1945* (『東亜青年連盟史・1942-1945 年』), Yangon: 1984 年に完成したが公刊はされていない。
2. u: bə lwɪn, 1942, “ pyinṇa əyashi. u: bə lwɪn i. ce:zu:-tin zəga: (「教育官僚ウー・バ・ルインの謝辞」) ”, 『(仮タイトル) 1942 年ヤンゴン市教育部学校の卒業関係講演集』所収: 表紙破損のため正確な書名は不明, Yangon
3. Burmese Government, 1943, *Budget Estimates for 1943-1944*, Yangon, Bureau of State Printing Presses
4. do.bəma əsi:əyoun: thəmain: pyu.zu.ye: əp'wɛ., 1976, *do.bəma əsi:əyoun: thəmain:* (『我らのビルマ人組織の歴史』), Yangon, sape bei?man
5. D. H. Guyot, 1966, “ The Political Impact of the Japanese Occupation of Burma, ” New Haven, Yale University
6. u: l'a, 1968, *dhədin:zamyā: pyɔ:pya.də. si?win: bəmapyi*, 2 (『新聞に語られた戦時期のビルマ』第 2 巻), Mandalay, ci:bwa:ye: poun'ei?tai?
7. mya. daun: ṇo, 1943a, “ bəma da: wada. (「ビルマの刀剣思想」) ”, (in *saye:s'əya mɔ?gəzin:* No.4, Yangon)
8. mya. daun: ṇo, 1943b, “ azani caun:dai? shi. thin. pi (「殉国者の僧院が必要である」) ”, (in *saye:s'əya mɔ?gəzin:* No.7, Yangon)
9. u: ṇun., 1942, “ gita.pyinṇa n'in. sathincaun:mya: (「音楽と学校」) ”, 『(仮タイトル) 1942 年ヤンゴン市教育部学校の卒業関係講演集』所収: 表紙破損のため正確な書名は不明, Yangon
10. tagami tatsuo, 1942, “ mista t-tagami i. mein. gun: (「田上氏の講演」) ”, 『(仮タイトル) 1942 年ヤンゴン市教育部学校の卒業関係講演集』所収: 表紙破損のため正確な書名は不明, Yangon
11. thəkin lwɪn, 1971, *azani əshin u: wi. sayā.* (『殉国者のウィ・サ・ラ僧正』), Yangon, u: bə shwe u: dein: sape
12. thin k'a, 1943, “ bəma zəga: bəma na:məle 「ビルマ語をビルマ人がわからない」 ” (in *saye:s'əya mɔ?gəzin:* No.6, Yangon)
13. U Tin, 1944, “ Commentary on the New Order Plan, ” (in *Burma* Vol. 1, No. 1, Yangon): バ・モオ「政府」の印刷局が発行したものと見られる。

14. u: tin l'a, 1970, “ jəpənk'i? myanma əbei?dan(「日本時代のビルマ語辞典」) ”, in *yangoun tɛkətho n'i ʔhais'ɛpye.sazaun* 2 (『ヤンゴン大学 (50 周年) 論文集』第 2 部), Yangon
15. U Wun, 1944, “ Burmese Folk-Lore, ” (in *Burma* Vol. 1, No. 1, Yangon)
16. yazəwin pamau?k'a, 1944, “ myanma təmanm'u. (「ビルマの外交の仕事」) ” (in *saye:s'əya mɜlɡəzin*: No.10, Yangon)

以下は執筆者が明記されていないもの

17. *dəma.tat si:myin*: (ダム隊の規則): 発行年も不詳。
18. *Who's Who in Burma 1961*, 1961, Yangon, People's Literature Committee & House
19. 1943 年布告 4 号: ヤンゴンの古本屋を介して入手したもの。
20. 歌詞カード: ヤンゴンの古本屋を介して入手したもの。

防衛省防衛研究所図書館所蔵史料

1. ビルマ方面軍, 1943 年 a, 「緬甸軍政史」, (南西・ビルマ・68)
2. ビルマ方面軍, 1943 年 b, 「緬甸軍政史・附表」, (南西・軍政・71)
3. 桜井徳太郎, 1945 年, 「桜井徳太郎日誌」, (南西・ビルマ・171)

国立国会図書館憲政資料室所蔵史料

1. 「大東亜建設審議会総会議事速記録」(「八田嘉明文書」 R36-1569)

ビルマ国立公文書館所蔵史料 (請求番号のみ記載)

1/15 (D) 3876, 10/1 36, 10/1 61, 10/1 128, 10/1 158

新聞類

1. 『同盟旬報』
2. 『ビルマ新聞』
3. *Greater Asia*
4. 『バマ・キッ』
5. 『バーマ・ガゼット』
6. 『ミャンマ・アリン』
7. 『ナガーニー』

追記

本稿の要旨は、2004 年 10 月に東京外国語大学で行われたシンポジウム「日本占領期ビルマに関する総合的歴史研究」で口頭報告したものである。その後、根本敬氏の「東南アジアにおける「対日協力者」」（2006 年、岩波書店）が発表されたが、ここではビルマ語の使用に関して、本稿と重なる論点が出されている。併読されたい。